

令和2年8月分公表 事務事業事故の発生状況

本市で発生した事務事業事故について、下記のとおり公表します。

なお、事故の発生経過、発生後の対応等の詳細は、別添資料のとおりです。

個別の事案に関するお問い合わせは、下記の「問合せ先」までお願いします。

記

	事案等	覚知日	概要	件数	問合せ先
1	個人情報の漏えい	令和2年 7月2日(木)	令和元年度の救急活動報告書 及び静岡市消防局救急隊観察 搬送記録票の紛失	1件	救急課 054-280-0199
2	事務処理上の誤り	令和2年 7月30日(木)	在外選挙人名簿への登録漏れ	1件	駿河区選挙管理委員会 事務局 054-287-8626
3	事務処理上の誤り	令和2年 8月12日(水)	在外選挙人証の交付漏れ	1件	

※静岡市の事務事業事故等の全般に対するお問い合わせは、下記担当までお願いします。

静岡市事務事業危機管理本部事務局

(総務局コンプライアンス推進課 内部統制係)

電話 054-221-1470

報 道 資 料

静岡市

(令和2年9月3日)

◆ 件 名	救急活動報告書及び救急隊観察搬送記録票の紛失について	
◆ 覚知日	令和2年7月2日(木)午後8時04分	
◆ 概 要	静岡市千代田消防署しずはた出張所の救急隊が出動した、令和2年1月中の5事案の救急活動報告書(内部連絡用の活動報告書)及び静岡市消防局救急隊観察搬送記録票(医師への引継ぎで使用する記録票)を紛失しました。	
◆ 経緯と 対応状況	7月2日(木)	上半期救急活動の報告書をまとめる際、しずはた出張所において、救急活動報告書等5事案が関係簿冊に綴られていないことが発覚した。 (しずはた出張所において作成した救急活動報告書等は、千代田消防署に提出し、データ入力を行う。入力後、同出張所に報告書等が返却されることになっている。) 以後、千代田消防署において返却先を誤った可能性も考えられたため、各署所を捜索するも発見に至らず。
	8月4日(火)	当該5事案の関係者宅を訪問し、状況説明と謝罪を実施。
◆ 被害状況	個人情報(救急搬送者の氏名、住所、生年月日、電話番号、症状など)が記載された公文書(5事案分の救急活動報告書及び観察搬送記録票)を紛失しました。 なお、紛失により個人情報が悪用されたということは把握していません。	
◆ 原 因	<ul style="list-style-type: none"> 想定される原因として、しずはた出張所に千代田消防署へ当該報告書等を提出した記録が残っていたことから、千代田消防署において、誤廃棄してしまった可能性が高いと考えられます。 千代田消防署においては、当該報告書等の受払記録が作成されていませんでした。 	
◆ 今後の対応	再発防止策として、救急活動報告書等を電子化し、書類を執務室外に持ち出ししない決裁方式に変更していきます。	
◆ 問い合わせ	課 名	静岡市消防局 救急課(駿河区南八幡町)
	電 話	(054)-280-0199

報 道 資 料

静岡市

(令和2年9月3日)

◆ 件 名	在外選挙人名簿への登録漏れ	
◆ 覚知日	2020年7月30日（木）午後1時30分頃	
◆ 概 要	<p>2019年1月21日に海外在住者から送付された在外選挙人名簿登録申請（国内での居住歴のない人）1件について、在外選挙人名簿への登録と在外選挙人証の交付が漏れていた。</p> <p>これにより、2019年7月に執行された国政選挙（参議院議員通常選挙）の投票ができなかった可能性がある</p> <p>※在外選挙人名簿への登録とは・・・海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票するためにあらかじめ在外選挙人名簿に登録する制度。 日本国内の最終住所地又は国内での居住歴のない人は本籍地の在外選挙人名簿に申請に基づき登録され、在外選挙人証が交付される。</p>	
◆ 経緯と 対応状況	<p>2020年 7月30日</p> <p>8月6日</p>	<p>在ホーチミン日本国総領事館より2019年1月21日に送付した在外選挙人名簿登録申請1件に対する事務処理状況の照会があった。 調査した結果、在外選挙人名簿への登録と在外選挙人証の交付が漏れていることが判明した。</p> <p>在外選挙人名簿へ登録し、謝罪文の送付と共に在外選挙人証を交付した。</p>
◆ 原 因	<ul style="list-style-type: none"> 国内での居住歴のない人の申請に対し、駿河区の住民基本台帳への登録がないため、在外選挙人名簿への登録対象者でないと判断してしまった。 本来であれば本籍地の戸籍担当課へ登録状況の照会をする必要があったが行わなかった。 	
◆ 今後の対応	新たに作成した業務進行表による複数の職員での事務処理内容や進捗状況の確認等チェック体制を強化する。	
◆ 問い合わせ	課 名	駿河区選挙管理委員会事務局
	電 話	054-287-8626

報 道 資 料

静岡市

(令和2年9月3日)

◆ 件 名	在外選挙人証の交付漏れ	
◆ 覚知日	2020年8月12日(水)午後3時00分頃	
◆ 概 要	<p>2019年1月9日に在外選挙人名簿に登録した、在外選挙人証の交付2件が漏れていた。</p> <p>これにより、2019年7月に執行された国政選挙(参議院議員通常選挙)の投票を行うことができなかった可能性がある。</p> <p>※在外選挙人名簿への登録とは・・・海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票するためにあらかじめ在外選挙人名簿に登録する制度。 日本国内の最終住所地又は国内での居住歴のない人は本籍地の在外選挙人名簿に申請に基づき登録され、在外選挙人証が交付される。</p>	
◆ 経緯と 対応状況	<p>2020年 8月12日</p> <p>8月14日</p>	<p>外務省から在外選挙人証の未着と思われる案件2件の事務処理状況の照会があり、交付が漏れていることが判明した。</p> <p>謝罪文の送付と共に在外選挙人証を交付した。</p>
◆ 原 因	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が在外選挙人名簿への登録後に行う在外選挙人証の交付を失念していた。 ・発送管理簿が整備されておらず、交付漏れに気付くことができなかった。 	
◆ 今後の対応	新たに作成した業務進行表による複数の職員での事務処理内容や進捗状況の確認等チェック体制を強化する。	
◆ 問い合わせ	課 名	駿河区選挙管理委員会事務局
	電 話	054-287-8626